# 小布施町の持続可能な農業に向けた集い

令和6年7月　小布施町

出典：農林水産省　「農地法制をめぐる現状と課題」　「地域計画策定マニュアル」
「農地整備に活用可能な補助事業」「地域計画と連携する補助事業一覧」
一般社団法人全国農業会議所　「農地利用の最適化と地域計画の策定に向けて」
長野県農業会議　「地域計画の策定に係る農業委員会の役割」他

# 内容

1　小布施町の農業の現状（担い手、遊休地）
2　これから取り組む計画
　（1）総合計画
　（2）農業振興地域整備計画
　（3）地域計画
3　今後の進め方
4　計画を策定することで受けられる支援事業
5　持続可能な農業に向けての意見・要望

# 10年後の私の地域は？



## 小布施町

基幹的農業従事者数
（2020年）
**９７１人**
**10年前に比べ15%減**

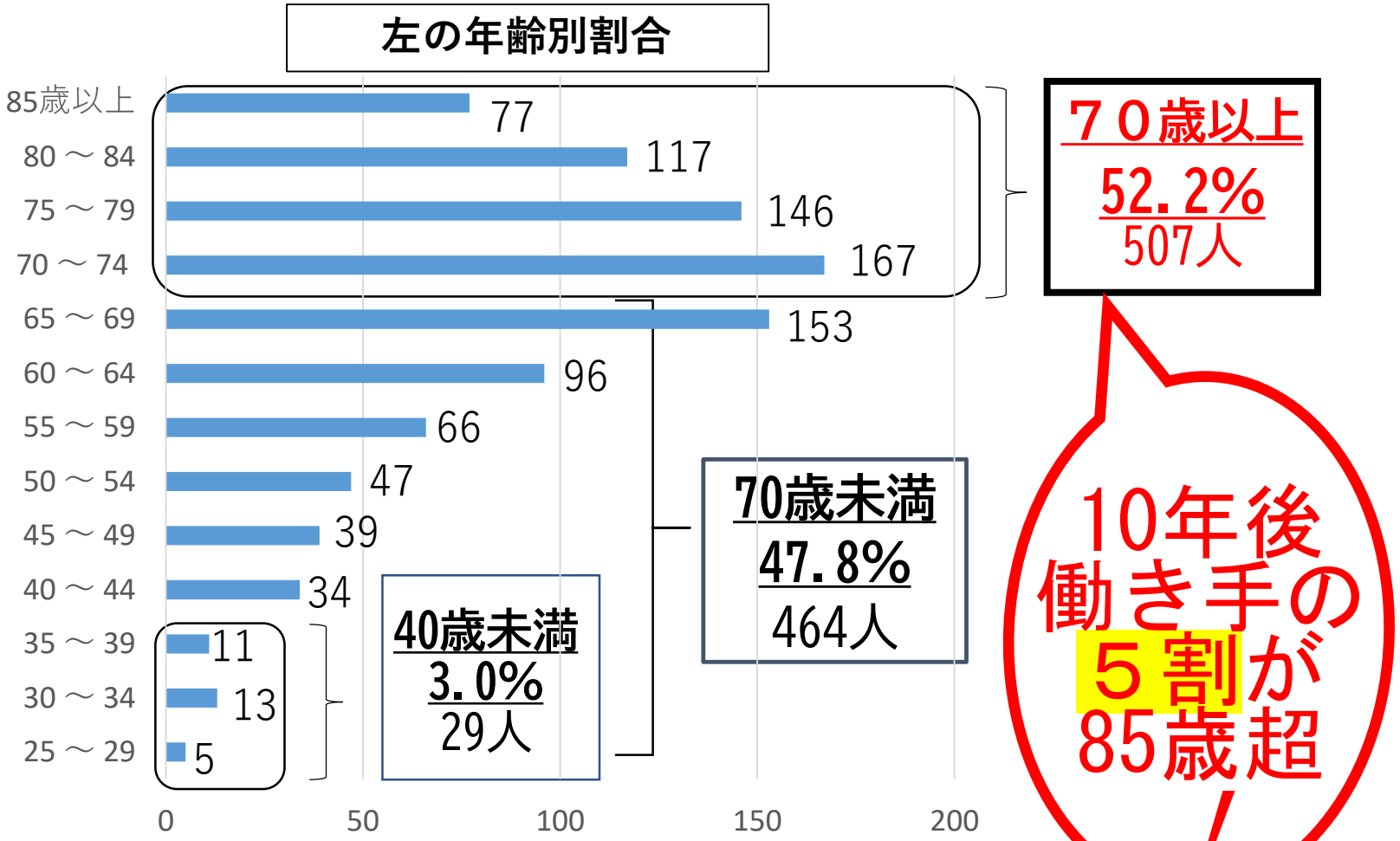


10年後
働き手の
５割が
85歳超
！

# 農業の働き手はどうなる？（小布施町）



2010年 （14年前）

１，１４５人

2020年（調査）

９７１人

10年前よりも２割減

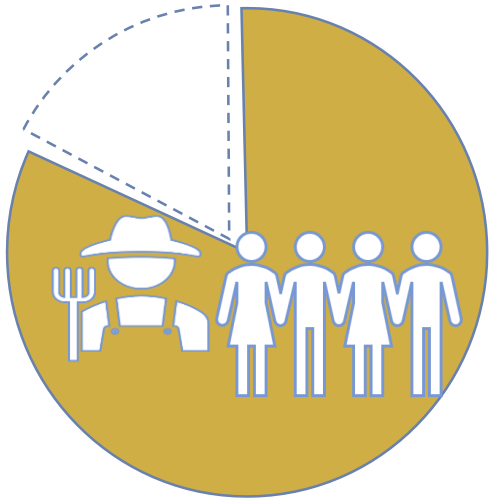

2035年（10年後）

85歳以上の方が
リタイアしたら

４６４人

今よりも５割減

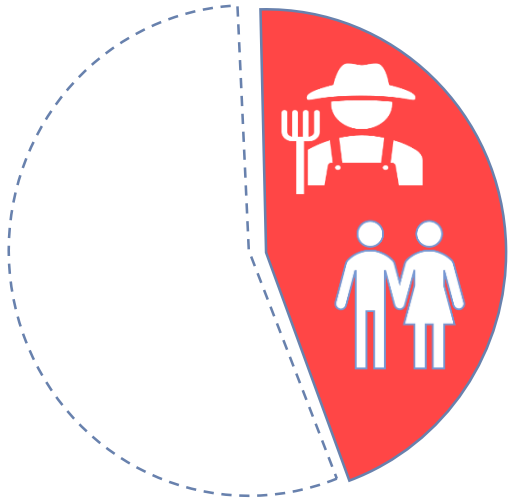

**農業者の高齢化が急加速、担い手が大量にリタイア**

# 遊休農地



農地のイメージ

遊休農地調査

農地（耕作目的に供される土地）

非農地

1号遊休農地
現に耕作の目的に供されておらず、かつ引続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

〇緑区分

草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地

〇黄区分

基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地

2号遊休農地

農業上の利用の程度が周辺の農地の利用と比べて著しく劣っている農地

非農地
判断

■ **遊休農地**

農地パトロールの結果、農業委員会が次に該当すると判断した農地

〇１号遊休農地：現に耕作されておらず引き続き耕作の見込みがない農地

荒廃の程度により緑区分と黄区分に分類される。

・緑分類：草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地

・黄区分：基盤整備事業等の条件整備が必要となる農地

〇２号遊休農地：農業上の利用の程度が周辺の農地の利用と比べて著しく劣っている農地

# 遊休農地



小布施町の遊休農地（農地面積785ha/町面積1,912ha：令和6年4月1日現在）

| | 1号遊休農地 | | | | | | 2号遊休農地 | | 総合計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 緑区分 | | 黄区分 | | 合計 | | | | | |
| | 筆数 | 面積（㎡） | 筆数 | 面積（㎡） | 筆数 | 面積（㎡） | 筆数 | 面積（㎡） | 筆数 | 面積（㎡） |
| R3 | 112 | 86,138 | 18 | 15,761 | 130 | 101,899 | 7 | 5,502 | 137 | 107,401 |
| R4 | 115 | 93,894 | 26 | 20,426 | 141 | 114,320 | 5 | 3,857 | 146 | 118,177 |
| R5 | 118 | 99,097 | 14 | 10,562 | 132 | 109,659 | 12 | 12,298 | 144 | 121,957 |

# 総合計画



## 1総合計画策定趣旨・目的

小布施町総合計画条例に定め第六次総合計画が令和６年度末で終了することから、その進捗状況を踏まえ、中長期的な視点で町の課題を解決すべく、新たに令和７（2025）～11（2029）年度の５年間を計画期間として策定するもの。町の目指す将来像とそれを実現するための基本的な指針を明らかにする地域づくりの最上位に位置づけられる計画である。

## ２計画期間　令和7年度からの5か年間

## ３構成　　基本構想　基本計画

基本構想：将来像　基本理念　人口ビジョン。

基本計画：「基本計画」は、基本構想に掲げる理念・将来像を実現するため、重点分野として取り組むべき「出産・子育て・教育」「健康・医療・福祉」「学び・交流・文化」「産業振興・移住定住」「環境・防災・インフラ」「協働の推進・行財政改革」の６つの分野により構成します。

それぞれの６つの分野について、

○ ありたい姿・・・各分野の目指すところを定めるもの

○ 現状と課題・・・ありたい姿を実現するため、克服しなければならない課題を整理し、明確にするもの

○ 重点施策・・・・ありたい姿の実現、課題を克服するために、町が優先的に取り組む施策を定めるもの

○ 基本施策・・・・ありたい姿の実現、課題を克服するために、町が継続的に取り組む施策を定めるもの

○ 達成目標・・・・計画期間中や計画期間終了時の成果測定のため、個別の数値目標を定めるもの

により構成します。

第六次小布施町総合計画

基本計画　4. 産業振興・移住定住

■ 重点施策①：強い農業と魅力的な農村地域づくり

基本方針

果物を中心とする農業のまち小布施において、今後も農業が魅力的な産業であり続けるとともに、豊かな農村景観を次世代に引き継げるよう、小布施農業のブランド化に取り組み、農家の所得向上や後継者発掘・育成、多様な農地利用の促進に取り組みます。

1）農家の販売力強化と付加価値向上

直販獲得ノウハウの蓄積と共有化、共同化を支援し、販路拡大や販売力強化を図ります。また、気候変動を踏まえた新品種導入や、市場ニーズに合う加工技術の導入、小布施農業のブランド化などを支援し、農産物や加工品の付加価値向上と農業所得の向上を図ります。

2）次世代の担い手の発掘と育成・継承

積極的な相談、農業体験や研修を行い、意欲のある就農希望者の発掘・育成と、農家子弟などのUターン就農や事業継承を促進します。就農後も生産から販売まで一貫して支援し、中核的担い手を育成します。

3）農業生産基盤の整備と生産効率化に向けた技術導入の支援

畑地かんがいなど農業用水利施設の計画的な更新を行い、農業生産基盤の強化や効率化を図ります。また、ICTの利活用による生産効率化など、先端技術を持つ事業者と連携した実証的な取り組みの実現を目指します。

4）遊休農地解消の推進

就農や規模拡大などで農地を希望する人と、農地を貸したい・売りたい人をつなぐコーディネート機能を強化して遊休農地の解消に取り組み、農業生産力の維持拡大と、美しい農村景観の保全に努めます。

5）農村地区計画とコミュニティ施設等の検討（「5. 環境・防災・インフラ」と共通）

大学等と連携し、農村地域における宅地と農地等の土地利用を再検討し、持続可能な農村地域づくりに取り組みます。また、農業への土地利用が中心となる地域においても、地域の風土や農村資源を尊重・活用しながら地域の魅力向上につながる適正規模のコミュニティ施設等のあり方を検討し、農村地域の魅力向上につなげます。

74

# 農業振興地域整備計画



## 1 農業振興地域整備計画の策定趣旨

「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地を保全するとともに農業の振興を図るため必要な事項を定めたもの。

基本指針（国）及び基本方針（県）に基づき市町村が計画を策定する。

## 2 計画期間　概ね10年間【現行の計画期間：平成27年2月～】

## 3 計画の目的

### （1）農業振興の基本的な方向性を示す（整備計画書の作成）

・農用地の利用や保全　・農業生産基盤の整備　・農業の近代化（スマート農業）

・担い手の育成（農福連携）　・農業従事者の安定的な就業の促進等

### （2）農用地区域を定め優良農地の保全を図る（農用地区域図の作成）

・当該区域内では原則として農用地区域からの除外を禁止し、農業振興の基盤となるべき農用地等の確保を図る。

## 4 他の計画との整合性

「第七次小布施町総合計画」「小布施町都市計画マスタープラン」等

# 農業振興地域整備計画



## 農用地区域の設定の見直しの基本指針

### 1 農業振興地域の変更

市街化区域への一部編入に伴い農業振興地域を変更（縮小）する。

### 2 自然的不適当地の除外

・農業委員会の耕作放棄地等の調査において、「非農地判断」された農用地。

・山林原野化している農地のうち農業上の利用確保が困難な土地。

### 3 法定不適当地の除外

道路や河川などの整備等に伴い、農用地等とすることが不適当な土地。

### 4 孤立農用地等の除外

上記１～３の結果、孤立する農用地及び集落区域内（都市計画法第34条11号隣接区域）などに残る農用地について現状を確認し、除外の適否を判断する。

### 5 農用地区域の編入

基盤整備や中山間地域等直接支払交付金事業などの協定農用地として新たに編入された農地。

### 6 農用地区域図の作成

１～５に加え、随時見直しにより農振除外及び編入された農用地も含め、農用地区域図を更新する。

# 地域計画



## 1 地域農業経営基盤強化促進計画

農業経営基盤強化促進法に基づき、地域での話し合いにより将来の農地利用の姿を明確化し、担い手への農地の集積・集約化を進め、農用地の効率的かつ総合的な利用を図り、当該協議の対象となつた農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下「地域計画」という。）。

## 2 計画期間

随時見直し

## 3 計画の目的

これまで“守ってきた”農地のうち、将来にわたって“守るべき”農地を確実に利用し、次の世代に引き継いでいくため、「将来、地域の農地を誰が利用し、守っていくのか」、「地域農業を支える環境をどのように維持・発展していくのか」について、農業者、農地所有者だけでなく、地域に関わる若者や住民等の幅広い関係者を巻き込み、一体となって地域の課題について話し合い、将来の農地利用の姿を明確化し、実現を図る。

# 6　地域計画（記入例から抜粋）

## 1　地域における農業の将来の在り方

| 地域名<br>（地域内農業集落名） | ○○地区<br>（A集落、B集落、・・） |
|---|---|

### （1）　地域計画の区域の状況

| | |
|---|---|
| 区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域） | ○○ ha |
| ①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積 | ○○ ha |
| ②　田の面積 | ○○ ha |
| ③　畑の面積（果樹、茶等を含む） | ○○ ha |
| ④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計 | ○○ ha |
| ⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | ○○ ha |
| （参考）区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計 | ○○ ha |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計 | ○○ ha |

### （2）　地域農業の現状及び課題

・今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では○ha、C集落では○haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
・担い手が利用する農地面積の団地数は平均○個所、○aであり、集約化が必要。
・地域の活性化を図るため新たな作物の導入や有機農業への取組が課題。

### （3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

・○○を主要作物としつつ、地域の特産物である○○を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて新規作物○○を導入し、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
・A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

## ２　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

| | | | |
|---|---|---|---|
| （1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針 | | | |
| 農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、〇〇法人、集落営農法人）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。 | | | |
| （2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 | | | |
| 現状の集積率 | 〇〇 | 将来の目標とする集積率 | 〇〇　　％ |
| （3）農用地の集団化（集約化）に関する目標 | | | |
| 担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a（令和〇年度時点）<br>団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。（令和〇〇年度） | | | |

## ３　農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

| |
|---|
| （1）農用地の集積、集団化の取組 |
| 担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。 |
| （2）農地中間管理機構の活用方法 |
| 地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農地利用最適化推進委員及び現地相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。 |
| （3）基盤整備事業への取組 |
| A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。 |
| （4）多様な経営体の確保・育成の取組 |
| 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。また、認定新規就農者、認定農業者等へ必要となる農業機械・施設等の補助支援を積極的に行う。 |
| （5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組 |
| 作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇（株）への委託を進める。 |

## ４　地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

| 属性 | 農業を担う者（氏名・名称） | 現状 | | | 10年後（目標年度：令和　（年度） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 経営作目等 | | 作業受託面積 | 経営作目等 | 経営面積 | 作業受託面積 | 目標地図上の表示 | 備考 |
| 認農 | ○○○○ | 水稲、麦 | ha | － ha | 水稲、麦 | 13 ha | － ha | A | E |
| 認農 | □□□□ | 水稲、果樹 | ha | － ha | 水稲、果樹 | 8 ha | － ha | B | A・D |
| 到達 | ▲▲▲▲ | 野菜 | ha | － ha | 野菜 | 7 ha | － ha | C | D |
| 認農 | （株）○○ | 水稲、野菜 | ha | － ha | 水稲、野菜 | 50 ha | 10 ha | D | ― |
| 集 | ●●営農組合 | 水稲、大豆 | ha | 10 ha | 水稲、麦 | 40 ha | 20 ha | E | ― |
| 利用者 | ☆☆☆☆ | 野菜 | ha | － ha | 野菜 | 1 ha | － ha | F | D |
| サ | △△（株） | 耕起、播種、収穫 | ha | － ha | 耕起、播種、収穫 | － ha | 10 ha | G | ― |
| 農協 | ◇◇農業協同組合 | 耕起、田植、収穫 | ha | － ha | 耕起、田植、収穫 | － ha | 20 ha | H | ― |
| | | | ha | ha | | ha | ha | | |
| 計 | 8経営体 | | ha | 10 ha | | 119 ha | 60 ha | | |

注１：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

２：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

３：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

４：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

５：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

# 地域計画の中身は？



計画の中身は？

**10年後の地域農業の在り方**

地域でどのような農業を目指すか・担い手の確保・基盤整備の方針など

プラス

＋

**目標地図**

地域で守りたい農地１筆ごとに10年後の予定耕作者を記入した地図

＜目標地図の記載イメージ（10年後）＞

地域計画＝

地域農業の将来計画　＋　目標地図

（≒人・農地プラン）

早めに「将来の耕作者」を決めておくことで、出し手は安心、受け手は計画的に耕作の準備を進めることが可能に！

# 地域計画を作るにあたって



〇どうやって作るの？

● 「３つの柱」を話し合い

① 区域における農業の将来の在り方

② 農業上の利用を行う農用地等の区域

③ その他、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため必要な事項

● 取りまとめ（＝計画）

当該区域において（おける）

① 主に生産する作物　　② 農用地の利用方針

③ 担い手への農地の集積目標

④ 農用地の集団化（集約化）に関する目標

⑤ ③、④の目標を達成するためにとるべき措置

# どのように目標地図を作る？　目標地図は随時変更し進化させていくもの

これから取り組む計画

目標地図の進化のプロセス例

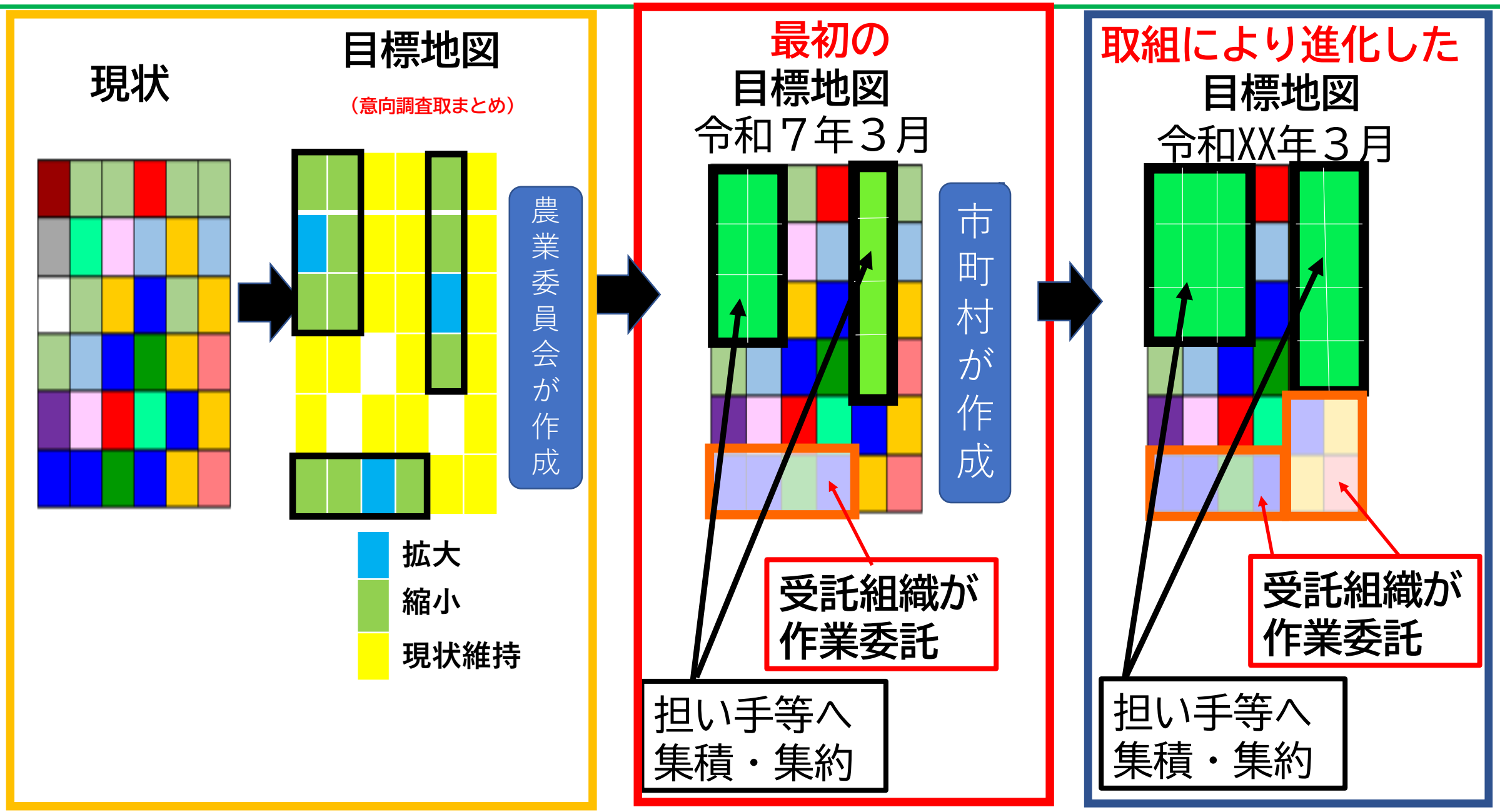

# 各計画のスケジュール



| 計画名 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総合計画 | | | | | 計画案の作成 | | | 計画案の完成 | 議会上程 |
| 農業振興地域整備計画 | 持続可能な農業に向けての集い | 第1回意見交換の場（8月29日予定） | 第2回意見交換の場 | 第3回意見交換の場 | | | | | |
| 地域計画 | | | | | | 計画案の説明会 意見徴収 | 異議申出 計画案縦覧 | 同意 県協議 | 公告縦覧 |

# 意見交換の場における話合い事項



**1 農業を軸にしたありたい姿**

地域の実情を踏まえ目指すべき将来の地域農業の姿について

**2 農業上のおける現状と課題**

・農業の担い手不足が大きな課題であり、魅力的な産業としてどのように後継者獲得につなげていくか。

・経営規模縮小を考えているが、農地はどのような手続きを進めて譲渡等を行えばよいか。

・農地を農業上の利用を行っていくためにはどのような施策があればよいのか。

・農村景観を守り続けていくためにはどのように地域の維持をしていくべきか。

**3 農地の利用計画、農地保全等について**

・農用地の利用や農用地の保全、確保について

・担い手への集約・集積について

**4 農業の振興を図る上で、農業分野以外の取組について**

農業には直接関係のない部分で、農業を行う上で取り組んでほしいことについて。

# 計画を策定することで受けられる支援事業

## 支援イメージ

### 地域全体の一体的な農地整備

不整形なほ場の区画整理、小区画のほ場の区画拡大、狭い農道の拡幅、用水不足解消のための農業用水路整備、排水路の管路化、農用地造成などの工事に併せ、換地等により土地利用を秩序化するなど、地域全体の一体的な農地整備を行いたい。

大規模な整地工

農道の整備

水路の管路化

事業実施前

事業実施後

### 簡易な基盤整備

畦畔除去による区画拡大や暗渠排水の施工による排水改良など簡易な基盤整備を行いたい。

畦畔除去

暗渠排水

### スマート農業の導入

自走操舵システムなどを活用したスマート農業を進めるため、GNSS基地局農整備や必要な基盤整備を行いたい。

GNSS基地局の整備

自動操舵システムの導入

### 高収益作物の導入

水田の汎用化を進め、高収益作物の導入による儲かる農業を実現したい。

ビニルハウスの設置

汎用田でのネギ栽培

### 生産施設を一体的に整備

生産・販売施設等の整備と農地整備を一体的に行いたい。

農道の整備

農業用用排水施設の整備

中山間の総合の整備

販売促進施設の整備

# 持続可能な農業に向けての意見・要望

意向調査から抜粋

- 遊休地、荒廃地をなくすような施策
- 気候変動による災害への農業関係機関の支援の整備
- 農業の補助制度の明確化・整備
- 耕作地の集約化・集積の推進
- 農地の売買（譲渡）の手続きの指導
- 病害虫防除作業の非農家の理解
- 繁忙期の農作業人材募集サイト開設（無料）

# 資料

- 第六次小布施町総合計画　基本計画　4　産業振興・移住定住
- 農振農用地図（現況）
- 目標地図